

出席議員（17名）

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	9番	安部俊三	君
10番	佐々木守	君	11番	広沢真	君
12番	有賀光子	君	13番	水戸義裕	君
14番	舟山彰	君	15番	白内恵美子	君
16番	我妻弘国	君	17番	高橋たい子	君
18番	加藤克明	君			

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原健一	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤秀典	君
まちづくり政策課長	鈴木仁	君
財政課長	宮城利郎	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	佐藤浩美	君
福祉課長	平間清志	君
子ども家庭課長	鈴木俊昭	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	畑山 義彦 君
槻木事務所長	五十嵐 眞祐美 君
危機管理監	安彦 秀昭 君
税収納対策監	佐藤 芳 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	伊藤 良昭 君
生涯学習課長	相原 光男 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 査	佐山 亨

議 事 日 程 (第4号)

平成28年6月9日(木曜日) 午前9時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 2号 柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 3号 柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 4号 財産の取得について(情報セキュリティ強化対策機器)
- 第 5 議案第 5号 平成28年度柴田町一般会計補正予算
- 第 6 議案第 6号 平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 7 意見書案第1号 日本政府に核兵器全面禁止のための行動を求める意見書

## 第 8 民生委員推薦会委員の推薦について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、16番我妻弘国君、17番高橋たい子さんを指名いたします。

---

---

### 日程第2 議案第2号 柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第2、議案第2号柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第2号柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行により、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴うものです。

国の基準を参酌している避難用設備の基準において、設備の構造要件を改めるため条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） それでは、議案第2号柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

議案書1ページをお開きください。今回の改正は、国の児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について改正が行われることにより、これに沿った基準に基づき条例を改正するものです。

改正内容の概要をご説明いたします。小規模保育事業所及び事業所内保育事業所を設置する場合、国の基準を参酌している4階以上の階の避難用の特別避難階段の設備基準について、建築基準法施行令の改正にあわせて改正するものです。改正前は4階以上の階の屋内と階段室とが付室を通じてつながっている場合、付室に窓または排煙設備、いわゆる煙を排出する設備を設置する必要がありましたが、今回の改正では階段室または付室のいずれかに階段室に煙が流入しないように防止する有効な設備を設置することに改正するものです。

では、1ページになります。改正後、ごらんください。小規模事業所に関する設備基準に関してです。第28条第7号のイの1以上は、アラビア数字に改正するものです。2ページになります。次の条文改正、付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る）の部分が先ほど概要で説明した内容でございます。また、同条第3項第3号、第4号及び第10号の改正は、建築基準法施行令の改正に伴う条ずれによる改正です。

3ページになります。事業所内保育事業所に関する設備に関し、第43条第8号の設備基準の改正については、第28条第7号の先ほどの内容と同様の改正を行うものでございます。

4ページになります。附則です。この条例は公付の日から施行する。なお、柴田町においては、現在4階以上のある事業所は該当する事業所はございません。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑はありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

**これより議案第2号柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一**

部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第3号 柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第3、議案第3号柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第3号柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴うものです。小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が学校の種類として規定されたことから、放課後児童支援員の資格要件に、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えるため、条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） それでは、議案第3号柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

議案書5ページをお開きください。今回の改正は学校教育法等の一部改正により新たに小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化による義務教育学校を学校の種類として規定されたことにより、義務教育学校の教諭についても資格要件に含められることによる改正であります。

第10条第3項第4号に義務教育学校を新たに加えるものです。

附則です。この条例は公付の日から施行する。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第4号 財産の取得について（情報セキュリティ強化対策機器）

○議長（加藤克明君） 日程第4、議案第4号財産の取得についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第4号財産の取得についての提案理由を申し上げます。

今回提案する財産の取得は、平成27年12月に国から示された、新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に従い、情報システムのセキュリティ対策に必要な機器等を購入するものです。

5月10日開催の指名委員会にて、テクノ・マインド株式会社、ジェットインターネット株式会社、NECフィールドイング株式会社仙台支店、日本コムシス株式会社東北支店の4者を指名決定いたしました。全者参加により、5月23日に入札を執行した結果、日本コムシス株式会社東北支店と2,791万8,000円で物品購入の仮契約を5月25日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、議案第4号財産の取得（情報セキュリティ強化対策機

器)について説明いたします。

7ページをお開きください。この案件につきましては、自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化を図ることを目的とした国の補正予算に対応して実施する情報セキュリティ強化対策事業に伴いまして必要な機器一式を取得するものです。

最初に契約の内容です。記の1、所得する財産は情報セキュリティ強化対策機器一式です。2の契約方法につきましては、指名競争入札による契約です。3の取得金額は消費税を加算しまして2,791万8,000円になります。4の契約の相手方は仙台市若林区清水小路8番36号、日本コムシス株式会社東北支店です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、別冊の議案第4号関係資料の1ページをごらんください。入札の参加者につきましては、記載のとおり4者を指名いたしました。

2ページをお開きください。入札結果調書になります。入札執行日は5月23日、予定価格につきましては消費税抜きで2,878万8,800円です。入札の結果、日本コムシス株式会社東北支店が2,585万円で落札となりました。5月25日に仮契約を締結しております。履行期間は議決日の翌日から平成28年8月31日までとなります。なお、調達機器の詳細につきましては次のページ、3ページに記載しておりますのでごらんください。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 機器説明の前に、機器調達に係る背景についてご説明をいたします。

先ほど提案理由で申し上げましたように、昨年12月総務省より地方自治体の情報セキュリティ対策の抜本的強化の指針が示されました。番号制の施行に伴いまして、平成29年7月から自治体間における情報提供ネットワークシステムを介しました個人情報の提供が予定されており、全国の自治体でより一層のセキュリティの強化が求められております。本町におきましても、国の指針に従いましてセキュリティ強化対策を図るため機器を調達するものであります。

それでは、資料において調達機器内訳についてご説明をいたします。パソコン用生体認証です。目的は個人番号利用事務端末の利用者を2つの異なる認証要素を組み合わせる不正アクセス防止を図り、セキュリティを高めるものです。内容としましては、個人番号を利用する事務を行うパソコン端末に指紋認証装置を設置するものであります。数量65は本庁及び槻木事務所に設置いたします。

続きましてRADIUSサーバと認証用スイッチは、認証機器となるものです。目的といた



しましては、個人番号利用事務系ネットワークへの不正アクセスの防止です。機能といたしましては、個人番号利用事務系ネットワークに接続できる端末を限定し、専用端末以外の接続を禁止するものであります。RADIUSサーバ、数量1は電算室に配置します。認証用スイッチ、数量29は各課、槻木事務所、電算室の個人番号利用事務系ネットワーク上に配置いたします。

続きまして仮想デスクトップ基盤です。目的としましては、行政事務を行うネットワークと不特定多数にアクセス可能なインターネット接続とを分割するものであります。具体的には、職員が行政事務用パソコンから直接インターネットを操作するのではなく、パソコンへインターネットの画面が転送される仕組みとなるものです。一式です。続きまして、ファイル共有機器です。機能といたしましては、直接インターネット上でファイルの送受信を行うリスクを避ける機能でありまして、送受信ファイルの認証、ウイルス検査などを行う機器でございます。数量1、電算室に設置いたします。続きまして、ファイアウォールです。ネットワークとネットワークの境界に設置され、インターネット上の通信を中継、監視し、外部の攻撃から内部を保護するための機能です。数量1、電算室に設置いたします。

続きまして標的型セキュリティ対策ソフトウェアです。目的といたしましては、不特定多数を狙うのではなく特定の企業、組織を狙った標的型攻撃に対するセキュリティ対策を行うものであります。機能といたしましては、従来のウイルス対策ソフトウェアは実際にあったウイルスの形式と照合し判断するものでありますが、標的型攻撃メールの防御は困難とされております。類推してウイルスかどうかを判断する対策ソフトウェアであります。一式でございます。

以上、調達機器の内訳でございました。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 1点、質問させていただきます。ファイル共有機器が1台という形なんです。このバックアップ体制というか全体的なバックアップ体制はどのような形で構築されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） こちらの機器のほうにはバックアップのほうもセットされております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 多分言えるところと言えないところがあると思うんですけれども、同じところにバックアップを同じところに持っておくということの意味しているんですか。それと

も全然別なところとかそういった物理的に離れた形のバックアップ体制と考えておられるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 確認いたしますので、お時間ください。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 失礼いたしました。別な部署に保管しております。

○議長（加藤克明君） 再々質問、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） 今回新たにこのシステム、セキュリティ強化ということなんですが、今までも当然町としてはセキュリティについてはやっているはずなんです。それとの今までのと今回との絡みというのは今までやってきたものが全くなくなって、今度これ一本になるのかということです。新たに認証に指紋とかということで新しいシステムも入っているんですが、そういった意味で今までのセキュリティとの絡み、どういうふうになるのか。今までのものがなくなってこれ一つになるのかどうかということをお聞きします。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 今回、機器調達ということで載せさせていただきました。一番上にパソコン用の生体認証というものがございますけれども、現在、職員はIDとパスワード一つの認証要素ということでやっております。国のほうでは、今回さらに2つの認証要素を加えるようにということでありまして、今回新たにセキュリティを強化するために指紋のほうの認証を加えるということがございます。また、一番下にあります標的型セキュリティでございますけれども、先ほど申しましたように、現在持っているソフトウェア、例えばこれからの標的型のほうについては対応は困難であるということで、国のほうからもそのような指針を受けまして今回調達するものでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（水戸義裕君） その辺はわかるんですが、そういう意味で例えば国保なら国保でセキュリティもあります。マイナンバーもこの前もやったように、今までのものがどうなる、なくなってしまってこれ一本になるのかどうかということをお聞きします。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 今までのものに加えるというふうにご理解いただければ  
と思います。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。（「はい、わかりました」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号財産の取得についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第5号 平成28年度柴田町一般会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第5、議案第5号平成28年度柴田町一般会計補正予算を議題といた  
します。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第5号平成28年度柴田町一般会計補正予  
算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、町の総合戦略として推進する地方創生事業に関連する事業費、小中学校の学  
習支援を促進するために必要な備品購入費などを措置するものです。それらの財源として、国  
県支出金、財政調整基金などを充当しております。

これにより歳入歳出それぞれ1億788万7,000円を増額し、補正後の予算総額を121億6,632万  
5,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお  
願いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、詳細説明をいたします。議案書9ページをお開きくださ

い。

議案第5号平成28年度柴田町一般会計補正予算です。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億788万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ121億6,632万5,000円とするものです。

補正の主なものにつきましては、地方創生推進交付金の事業として国に交付申請しました事業に係る所要額及び小中学生の学習支援を促進するために必要な備品購入に要する経費などの補正となります。

主なものについて説明させていただきます。13ページをお開きください。

第2表地方債補正です。追加1件になります。これにつきましては、5月27日の議員全員協議会で説明しましたとおり、太陽の村交流拠点再生化計画に基づく事業として太陽の村の旧館改修工事に係る事業費の起債限度額を1,120万円増額するものです。

16ページをお開きください。歳入です。15款2項1目総務費国庫補助金2,845万円の増につきましては、地方創生推進交付金としてそれぞれの事業に対しまして国から2分の1補助されるものです。6目教育費国庫補助金2,803万7,000円の増につきましては、地域未来塾に係る学習支援促進事業補助金として、小中学生の学習支援を促進するために必要なICT機器の整備を支援する補助金を計上するものです。

次に、16款3項3目教育費委託金149万3,000円の増につきましては、防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業委託金として、東日本大震災の教訓を踏まえ学校における防災教育等の取り組みを支援する委託金を計上するものです。19款1項2目基金繰入金3,322万5,000円の増ですが、財政調整基金から補正財源として繰り入れするものです。これによります財政調整基金の残高は11億3,963万4,512円となります。21款4項2目雑入460万円の増につきましては、自治総合センターコミュニティ助成金として第1行政区及び第17A行政区集会所の備品整備に対する助成金の内示決定を受け、補正計上するものです。

次のページになります。22款1項1目農林水産業債1,120万円の増につきましては、地方債補正で説明いたしました事業内容での町債の増額補正となります。

次に、18ページになります。歳出です。2款1項4目まちづくり推進費19節負担金補助及び交付金のコミュニティ助成事業補助金460万円の増につきましては、歳入で説明しましたとおり、自治総合センターコミュニティ助成金を受け補正計上するものです。13目地方創生事業費5,040万円の増につきましては、5月27日の議員全員協議会において説明させていただきました

たが、次のページにかけて右の説明欄の事業内訳にありますように、「花のまち柴田」インバウンド推進事業から小さな拠点の連携を核とした元気なまち創造プロジェクト事業まで、6つの事業につきましてそれぞれ補正計上するものです。13節委託料700万円の減につきましては、当初予算に計上しておりましたトップアスリート育成事業委託料が3月に地方創生加速化交付金の事業として採択され、平成27年度の補正予算として議決いただいておりますので、今回減額補正するものです。15節工事請負費850万円の増につきましては、「花のまち柴田」にぎわい創出ステップアップ事業として、しばたの郷土館前の駐車場から三の丸広場までの園路にガーデンライト設置及び配線工事としてガーデンライトを設置するものです。次に19節負担金補助及び交付金のインバウンド受入態勢整備事業補助の減につきましても、トップアスリート育成事業委託料と同様に当初予算に計上しておりましたが、27年度の補正予算として議決いただいておりますので、減額補正するものです。それから小さな拠点の連携を核とした元気なまち創造プロジェクト事業関係では、柴田の6次化支援強化事業補助として100万円、地域資源を活用した小さな拠点整備事業補助として1,350万円、太陽の村リノベーション関連事業補助として850万円、小さな拠点ネットワーク事業補助として400万円、「花のまち柴田」にぎわい創出ステップアップ事業関係では、4番目のにぎわい創出推進事業補助として2,060万円、次の農商工連携による商店街元気アップ事業補助として480万円をそれぞれ計上するものです。

次に3款2項1目児童福祉総務費13節委託料274万6,000円の増につきましては、次のページ、20ページにあります国の子供の貧困対策に関する大綱を受けて、今後、子どもの貧困対策整備計画を策定するための基礎調査委託料として145万円、それから保育料に関して幼児教育の段階的無償化に向けての、子ども子育て支援システム改修の委託料として129万6,000円をそれぞれ計上するものです。

6款1項5目自然休養村費1,500万円の増につきましては、歳入で説明しましたとおり、太陽の村旧館改修工事として太陽の村旧館の外装、設備などの改修工事を行うものです。

次に22ページになります。一番上になります。10款1項2目教育管理費18節備品購入費2,933万4,000円の増につきましては、歳入で説明しましたとおり、地域未来塾に係る学習支援促進事業補助金を受けて小中学校にタブレットPC、プロジェクター、電子黒板ユニットなどのICT機器の整備に要する経費及び防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業委託金を受けまして、緊急地震速報受信機器を2台購入するための経費の増額補正となります。これにつきましては東船岡小学校、西住小学校の2校に設置を予定しております。10款5項4目図書館費104万4,000円の増につきましては、図書館の槻木分室設置に伴う司書臨時職員の賃金

を計上するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**質疑は地方債補正を含め、歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。9番安部俊三君。

○9番（安部俊三君） 歳出で、18ページです。款2総務費4目のまちづくり推進費の19節負担金補助及び交付金のコミュニティ助成事業補助金、このことに関してどのような事業内容なのか教えていただければと思います。

もう1点、23ページです。10款教育費1目保健体育総務費賃金、臨時職員賃金として33万3,000円が計上されておりますけれども、どういう理由から計上したのか。雇用期間はどのようになっているのか。そういったものを教えていただければと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） こちらは一般財団法人自治総合センターの宝くじの社会貢献広報事業ということで、推進されている事業でございます。内容といたしましては、一般コミュニティ助成事業部門に該当いたしまして、地区における備品等の整備を行うものとなっております。今回は第1区と第17A区の集会所の備品を整備するというものでございます。備品の内容につきましては、エアコン、テレビ、椅子、テーブル等々となっているものでございます。

○議長（加藤克明君） 2点目、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 賃金ですけれども、平成29年度全国高等学校総合体育大会、柴田町では水球競技が開催されます。この諸準備にかかわる事務補助員ということで賃金を計上しております。雇用期間につきましては6カ月、週3日の勤務ということで計上させていただいております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。5番齋藤義勝君。

○5番（齋藤義勝君） 5番齋藤です。18ページ、2款1項13目の地方創生事業、これの全般についてお聞きしたいんですけれども、この事業は先月、議員全員協議会におきまして提案されて、そして今回の6月補正で議案が提出されておりますけれども、これをよく見てみますと、今回の一連の事業というのはどうしても行政主導型というんですか、国のほうである程度モデル事業、例えば観光振興策とか移住定住促進事業、また6次商品化の開発や販売、こうい

ったものを今度は、柴田町もそうですけれども、各地方自治体でこれをもとに作成してそれを国に提出して認定してもらおうという、こういう事業なんですけれども、これをよく見てみますとどうしても時間もありませんし、全国各地で俗に紋切り型みたいな似たようなどうしても事業になってしまい、このあれが終わったときに以前と何ら変わらないのではないかと。そういう懸念が持たれるわけでございますけれども、これについてどう考えているかお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回の地方創生はポップ・ステップ・ジャンプ、プラスアルファ分の地方創生推進交付金ということでございます。前回の3つの事業に加えまして、今回相当官民の連携と株式会社をつくっての自立による稼ぐ力、要するに民間主導でなければ受け付けられないというような厳しい内容になっております。柴田町の構造的な問題点をきちっと把握して、それを分析して、それに対してこの交付金事業がどのような効果を及ぼすのか、それを徹底的に審査しますということです。国のほうでは、仙台に参りまして事前の相談会、そして書類を上げて、今度本庁で事前の相談会、そしてきのうまで県に提出という3段階の厳しいチェックが入った内容審査となっております。この事業を柴田町はうまく活用させていただいて、柴田町の問題点であります人を集めて交流人口をふやす、そのためにはまだまだボリュームが足りないということでございますので、そのボリュームをふやして新たな仕事おこしに結びつくように有効に活用させていただきたいというふうに思っております。

今回の提案している自治体でございますが、正式にはないんですが、情報収集に努めておりますので、その知り得た情報で申し上げますと、35自治体がありますが、企画力と6月会議の提案ということができる自治体はわずか12ということでございますので、うちの職員の頑張りにもご支援をお願いしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） ただいまこれを採用したのが35自治体中12自治体ということだったんですけれども、これで今度はこの事業の成果目標の設定ということでお聞きしたいんですけれども、これだけの予算を使って事業をやった場合に経済的というか、俗にいう費用対効果です。こういったものについては今まではよく入り込み数、観光客数、そういったものがよくふえたとかということをお聞きしたんですけれども、私思うには成果目標というのは実際訪れた観光客、交流人口、これに1人当たりどれだけ消費したか、こういったデータというのをもうちょっと重視していただければと思うんですけれども、この点についてお伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 経済効果は、一番は正式に出されているのは産業連関表ということでございます。この産業連関表は宮城県段階の経済規模でないと把握できないということです。市町村の産業連関表はないということでございますので、国のほうでもその経済効果の指標ということで、今回再度我々から言う赤ペンが入っていると言うんですが、そこを厳しく書きなさいということで、それに対しても私どもは小さな町に産業連関表がないので費用対効果のはかりようがないから、一番観光客の入り込み数がある観光物産交流館で成果表を出しますという提案をしております。

今おっしゃるように、この提案で国のほうが経済効果が発揮できないということであれば、不採択というふうになるのではないかとこのように思っております。何回もこの場で申し上げますので、ぜひこの柴田町で産業連関表的なものを示していただきたいというふうに思います。その示した数字によって議会にお示しできるのではないかと。もうこの議会で何回も同じことを繰り返すのはもうやめにしていきたいというふうに思いますので、もしそういう指標があれば教えていただいて、お互いにこの議会で判断できるような産業連関表、柴田町なりのをつくらないと堂々めぐりになってしまうというふうに思っております。私どもとしては本当ははかりたいんですが、経済規模が小さいので経済の波及効果は残念ながら柴田町段階ではできない。柴田町だけで経済が流通しているわけではありませんので、その辺で難しい面があるということもご理解いただきたいというふうに思っております。もしあれば、後で教えていただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1点目は、今の18から19ページの地方創生事業、同じような質問になるかもしれませんが、議員全員協議会で説明も我々は受けました。もう一度ここで、特に農商工連携による商店街元気アップ事業補助480万円とありますが、具体的にどういうことをしてどういう効果、今町長が指標があるようなないようなと言いましたけれども、私きょう資料持ってきてませんでしたけれども、議員全員協議会の説明だと例えば何人ぐらいの交流人口増加を見込むとか具体的に……、済みません、同僚議員からその資料がありましたけれども、私はそういう経済効果、どういうような効果があるというのではなく、目指すというのもあったというふうに理解していますので、もう一度ここ、農商工連携による商店街元気アップ事業補助に絞ってご説明願いたいと思います。

2つ目は、20ページの下自然休養村、いわゆる太陽の村は今度1,500万円かけて旧館改修



工事。私どもの産業建設常任委員会でもこの再生計画について説明を受けましたが、考えてみると再生計画全体の予算規模、つまりどのぐらいかけてというその金額そのものと財源をどうしますかというのは提示されなかったように、申しわけありません、私は記憶しているんです。それで、今回この1,500万円の財源が一般財源が380万円、地方債、いわゆる町債が1,120万円と結局、町債の発行がふえているということなんです、今後この太陽の村の再生計画を進める上では財源としては町債の発行というふうになっていくのかどうかお聞きしたいと思います。

関連質問のようになりますが、私はたまたまこの前議長代理で観光物産協会の総会、太陽の村であったときに行ったんですが、残念ながら300万円程度赤字になった。改修費、修繕費等がかかった。それは急いでやったからで、先行投資だというような説明を受けました。ここにも会員であった同僚議員多くいましたけれども、小泉会長に後から聞いたら、20万円までは協会が負担、やりますと。それ以上は町に願います、指定管理者と町の関係はそういうものですと言われたんですが、何か今回は急いだものだからつい協会がやってしまった。小泉会長、役場OBですが、町に頼めば補正予算を組むとかいろいろ手続が大変だというのは私もわかっているからというようなことだったんですが、あえてここでお聞きしたいです。

本来なら協会がやってしまった修繕、改修というんでしょうか、それは本当は町が本当にやるべきだったのではないかと。そういう指定管理者が赤字を出してしまった場合、次の指定管理者の選定の場合、影響があるというんでしょうか。そこもお聞きしたいと思います。

最後は22ページの一番上の、先ほど地域未来塾学習支援、それから緊急地震速報受信機、2つで備品購入費2,933万4,000円ですが、できればこの内訳、2,900万円という金額ですからお聞かせ願いたいのと、前のページの工事請負費マイナス129万6,000円、緊急地震速報設置工事、これはあれなんです、緊急地震速報受信機を買って設置するお金というのはかからないということなんです。そこをわかりませんのでお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 1点目の農商工連携による商店街元気アップ事業補助でございますけれども、これにつきましては商工会と連携しながらにぎわい創出の推進するため、特に農商工連携による商店街を元気アップ、そういうような目的で事業を行う。このことによって、効果といたしまして町の知名度アップと交流によるにぎわいづくりを通して新たな仕事をおこし、あるいは雇用の確保につなげていくというものでございます。

具体的には農商工連携の事業なんですけれども、まず3つあります。1つは、まちゼミの開講ということで、余りお聞きのない言葉かもしれませんが、実は愛知県の岡崎市のほう

で既にスタートしている事業なんですけれども、例えば魚屋が自分のお店にお客さんをお呼びして魚のさばき方とかそういったものを教えながら、いろいろお得意さんに魚のさばき方のノウハウを教えることによってお得意さんをこれからふやしていくというようなこと、あるいは美容院であれば三つ編みとかそういった子供さん、女の子のお子さんの三つ編みとかそういったものを教えることによってお得意さんをふやしていくといったような事業なんですけれども、そういったものを今後商店街が商工会と一緒に事業ができるかどうか、今後進めていきたいということで入れております。

あと、2つ目になりますけれども、うまいものグルメの紹介サイトの開設ということで、例えばB級グルメ、そういった出店したお店を今後ウェブサイト、そういったもので紹介していったりするような事業を考えております。

最後になりますけれども、農家の実際鉢花をつくっているような農家と連携しながら商店街で産直市、そういったものが開催できないか、そういったものを今のところ、特に農商工連携による商店街元気アップ事業ということで考えております。

○議長（加藤克明君） 2点目、農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 太陽の村の、今回リノベーション関連で1,500万円、建物の改修等で補正させていただくわけなんです、全体の改修の関係でございます。現在、あくまでも概算でという形になりますが、建物で約3億円、道路で6,000万円という概算金額が出ています。ただ、これを建物に関しては全て全部躯体だけを残して全てやりかえるとかそういったような形で一応計上はしているようなんですが、より現実的な対応としては、これは多額の費用を要するというので施設管理者等をお願いしている観光物産協会のほうと再度協議を重ねまして、改修範囲を限定していかなければならないのかと思っております。それで、当初の目的である合宿・研修等に特化してグリーンツーリズム、その他合宿等の誘客を図るということで検討していきたいと考えております。事業費に関しては、当然概算では計算上も概算ということで多少多目に見積もっているとは思いますが、事業費の圧縮を図っていきたいと思っております。

今回の予算に関しても財源の内訳が一般財源と町債という形になったわけなんです、こちらの太陽の村関係の改修等の財源については今までも、例えば農林系の事業とかそういったものでとれないかということで検討はしてきました。今後も検討はしていきたいとは思いますが、少なくとも地方創生事業の中ではハード事業が50%という、半分以下という枠がございまして、本来はこの地方創生事業の中でいろいろ取り組んでいけばよろしいかというふうに最初は考えておったわけなんです、そういった枠組みがございまして今回は地方債と単独費とい

うことで対応させていただいております。以上です。

○議長（加藤克明君） 次に、商工観光課長。指定管理の。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 指定管理の関係になりますけれども、この間の総会で観光物産協会、300万円の赤字を出したということになりますけれども、今回20万円以上の修繕については一応町のほうで行うということで指定管理の契約の中で取り決めを行っているわけなんですけれども、どうしても営業にかかわっている部分、かかわってくる部分、急がないとどうしても営業に差し支えがあるという部分については、今回の契約では本来であれば20万円以上となれば町のほうで修繕しなければならないんですけれども、観光物産協会のほうでさせていただきますということで、今回やってもらうような形になりました。

今後、300万円の赤字が出てしまったわけなんですけれども、それにつきましてはこれまでの繰越金の中で何とか対応できるということになっております。ただ、今後こういった赤字が続くようになれば、いずれ繰越金がなくなったりなどする可能性もあります。そういうふうにならないように営業努力を今後とも続けてもらうように町のほうで指導していくような形にしていきます。

また、先行投資という話もありますけれども、その辺とまたちょっと別な意味合いで今回捉えていただきたいと思います。今のところはまた指定管理については観光物産協会、町の観光物産協会ということで継続してやる予定で、今のところ継続していきたいと思います。

○議長（加藤克明君） それでは、教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 備品関係の金額というふうなお話でございました。指名委員会関係もごございますのでちょっと言いづらいんですけれども、歳入から追っていただくと一目瞭然なんですけど、実は100%補助で、ICT関連が地域未来塾になっていますので、2,803万7,000円というふうな金額が地域未来塾関係の数字になるというふうな形になっています。残りの分については緊急地震速報関係です。ということで、財政課長申し上げたとおり、緊急地震速報関係については東船岡小学校と西住小学校に据えつけるということで、平成27年度槻木小学校と船迫中学校に据えつけたのはお話のとおりでございます。現在、残り3校でございますが、来年についてもこの事業を進めてまいりたいという中身です。

工事関係につきましては、実は教育総務課の中で工事関係のほうの予算も一応計上しております。その分で実はこの工事関係、これを設置するために当たって庁舎内の受け口が4口しかないというふうなところが問題として発生しました。今後、今回この小学校2校並びに将来を踏まえたと、当然受け口、出す側のほうの口が少ないために学校側のほうにそれが設置でき

ないというふうなことがありましたので、それを踏まえた工事等設置部分について教育総務課のほうでその引いた分、120何万円引いた分の残りの部分を予算計上して工事関係については対応したいということになっています。よろしくをお願いします。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 農商工連携、3つの事業ということでもちゼミとか何か、うまいものサイトとか最後が農家の鉢花がどうかということだったんですが、私のイメージとしては農商工連携ですから3つ事業あるうち2つまではお店単独ということもないですけども、農業と商工業連携という3つあったら2つぐらいは本当にそれに関係というんですか、余り農商工というイメージからすると今お聞きした3つというのはほど遠いとは言いませんがそういう感想を持ちましたので、もう一度農商工連携という部分、町としてどのように重点的に考えているのかお聞きしたいと思います。

それから2点目、観光物産協会のつまり今後何か修繕という場合は今回のようなことはありえないというかしらないというのでしょうか。急ぐから協会がやったというのではなく、原則は町がやる、20万円以上は。その点確認したいんです。それと、今回観光物産協会が赤字になっても単年度だけだから次の指定管理者の選定のときは影響がない。今課長が答弁したように今後赤字を出さないというふうになれば、影響ないということなのか。その点、お聞きしたいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁。1点目、商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 1点目の農商工連携によるその後ろのほうに商店街元気アップというところをよく確認していただきたいんですけども、今回特にこの事業については商工会のほうに事業と一緒にやってもらおうということで考えている事業でございます、今なかなか商店街元気がないということを議員ご存じのとおりなんですけれども、今回の地方創生の事業を活用しながら、何とか商店街のほうに元気を取り戻してもらえるような事業を組めないかということで、いろいろ商工会のほうと打ち合わせしながらこういった事業を実は考えております。最終的に、確かに農商工、どこが農商工なんだという部分も確かにあるかもしれませんが、トータル的には商工会のほうで実施する事業ということで商店街が元気になるような事業に最終的に結んでいきたいと思っております。

また、2点目の修繕の関係になりますけれども、今の指定管理の契約上、あくまで20万円以上超える修繕については町が行うというような契約になっておりますので、それは原則はこれから原則論でいきますけれども、ただ、場合によっては営業、そのたびにどうしても営業する

のに支障になるといった場合は、場合によっては今回と同じように観光物産協会のほうでしてもらおうというような可能性もないわけではないということをお話ししておきたいと思います。あくまで、指定管理につきましては営業部分というものを、また別だということで施設の管理という捉え方で指定管理という部分を考えていただければと思います。今後、なお観光物産協会のほうと検討して協議をしていきたいと思います。以上です。

あと、赤字になってもということで、今5年契約で観光物産協会のほうと指定管理を行っているわけなんですけれども、それにつきましては契約が終わるまでとりあえず更新するまで契約は続けていく予定になっております。ただ、先ほど赤字になったということでいろいろ話があるんですけれども、これにつきましてはあくどいようなんですけれども営業努力、歳出を抑えて支出を抑えながら収入をふやすような努力をこれからしてもらおうように、指定管理の契約の期間中はやっていただくように町のほうで指導をしていきたいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 再々質問ありますか。

○14番（舟山 彰君） 農商工連携、商工会を中心に商店街を元気アップするということなんですけれども、農商工連携にこだわるわけではないですけれども、3番目の花を生産する農家との何々ということありましたけれども、そのことの詳しい説明をお願いしたいと思います。それが農商工連携だというそれと、観光物産協会のことですが、私たしか議会で言ったことあります。こういう指定管理者に指定されたところがその事業を行うことによって赤字が発生する場合もあり得るのではないかと。今回の観光物産協会の場合は本来町がやるべき修繕・改修を急いだということで協会がやったために300万円の赤字になったということで、例えばこういう場合本当ならどうなんですか。観光物産協会が仮払いという形で工事業者とかに払っておいて、後から町が急いで書類をつくって町が最後の精算ということができなかつたのか。赤字になったということで町が補填ということはあるかもしれませんが、それと指定管理者の選定の中に例えばこういうふうに5年間、観光物産協会が太陽の村指定管理やるとそのときの実績で、例えば残念ながら2年続けて観光物産協会そのものが赤字になったとか、太陽の村の運営での赤字になったとか、そういう場合は次のときには更新はできないとか、その基準もお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 農工商連携は農工商が集まって一つの製品をつくるというのも農工商連携であります。また、生産・流通・販売を一体的にやるというのも農工商連携でございます。今回の農工商連携では、まずうまいものグルメということで地元食材をつかったお土産品や食

グルメを開発するというのも農工商連携の一環の一つでありますし、また花のマルシェ、花のブランド化ということであればカーネーション、今までは農家だけで売っていたのを商店街で販売する、それからもっと売やすいようにラッピングをする、そういうものを新しくつくるとか、それから販売する段ボール箱にはなみちゃんマークをつけるとか、そういうような今まで農家だけで販売していたものをいろいろな角度の人たちの意見を聞いて、そして販売を商店街でやっていく。これがみそで提案をさせていただいております。

また、QRコードを使った花アプリの開発ということでもあります、これも農業だけではできません。商業だけでもできません。情報産業が入った中でそういうものを国のほうに提案をさせていただいているということもございます。あくまでも提案でございますので、これが農工商連携に該当しないと舟山議員と同じ考えで国も考えれば不採択、要するにこの部分は今回の事業になじみませんということでもございますので、議員からそういう懸念がされているとちょっと私も国のほうが心配になるんですが、ぜひ9月の結果を待って9月会議でこれが農工商連携だったかどうか大いに議論をしたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 指定管理の関係になりますけれども、先ほどの答えと同じになりますけれども、あくまで今回修繕したものは営業にかかわる部分だということで、観光物産協会のほうであくまで指定管理のほうではあくまで20万円という金額を定めているだけであります。ただ、今回どうしても営業に支障が出るということで観光物産協会のほうで20万円を超えたんだけれどもやったということで、今回町のほうでもお願いしますということで修繕を行ってもらったというようなことになります。

あと、最後にこの赤字が続くということと、最終的に更新の基準があるかどうかということなんですけれども、特に更新に対しての基準というのはございません。あくまで今回の契約期間が終わった後にもう一度指定管理の募集をしながら、もしかしたらほかの観光物産協会以外のまた団体とかが指定管理を受けたいということになればまた話が出てくると思うんですけれども、今のところはあくまでこの期間がある間は指定管理をこのまま継続していくということでお願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁漏れですか。（「ではなく、今の答弁を聞いて要望したいんです、どうしても」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 1点質問させてください。20ページの先ほどから問題になっております

自然休養村太陽の村の件なのですが、先ほど課長のほうから建物について3億円、道路について6,000万円という概算が出ているという話だったんですが、これと指定管理のほうの観光物産協会の自主的な運営、そういったものの兼ね合いというのはどのようなリンクをされていて、それがどのようにこの概算のほうに反映されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 今回、平成27年度の委託の中で概算費用を出してもらっています。改修の内容としては、先ほども言いましたとおり、研修・合宿に特化して誘客を図りたいというような形で改修する内容なのですが、間取りとか内外装に関しては大きく変えるとコンクリートの建物でありますので、一つは大きく変えられないというようなこともございますが、基本的には現状使用という形で、特に耐久性のある材料を使用して長寿命化を図っていきたいと考えています。間取りは特に手を加えるというところについては、増築棟のほうです。旧館の増築の部分、鉄骨造の部分なんですけれども、今まで洋室がなくてお年寄りの方が困っていたとか、あとは身体障がいの方がどうしても泊まれないということがあって、そちらのほう、和室を8畳プラス入り口の部分がちょっと広いところなんですけど、そこを例えば洋室化するか、あと2階の間取りに関してはダムウェーターとかそういった設備があったんですが、そういった設備を撤去してもう少し広くした上で仮設というか間仕切りが脆弱だったので遮音性をよくするとか、そういったことを考えています。

ただ、一番大きいものが一番最初に言うべきだったんでしょうけれども、トイレの洋式化とあと浴室がございまして、新館にも浴室ございまして、その浴室を合宿、今若い方はお風呂に入るというのが余り習慣的でない方もいらっしゃるというのと、あとは時間帯がどうしてもいろいろずれてしまうと新館のお風呂も営業時間の関係がございまして対応できかねる部分もあるので、そちらをシャワーにして、あとは合宿等で運動する場合は洗濯物も出るということでランドリー、コインランドリーになると思いますけれども洗濯機を置いてそういった対応もしていこうかと考えています。

3億円という金額に関してなんですけれども、これに関しては一応概算という形で出してもらっていますので、当初町のほうでお願いしたのは全館を改修した場合どのくらいお金がかかりますかという内容でございましたので、その金額の提示を受けて町のほうとしては、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、事業の圧縮を図るべきだと。圧縮の方法としては改修する範囲なりレベルというか構造的なものとかそういったものは当然落とせないんですが、そういったものを勘案して事業費は圧縮していくべきではないかと考えています。

当然、そういったところを指定管理の部分にかかわってくるのではないのかというご質問だったんですが、大々的に大改造というかそういった改修をする場合は、これは町が当然その財産を所有しているということなので町が全面的に実施していくという形になるかと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 再質問というよりも、先ほど聞いたのはそういった改修、先ほど町からの依頼で概算を出していただいたという話だったんですけれども、そういうこと、町から依頼ということではなく観光物産協会が自主事業として何か計画されていて、そのためにこういう改修が必要だということが含まれているんですかということをお聞きしたんです。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 将来的にも施設を管理していく、もちろん宿泊とかそういった管理は観光物産協会という形になりますので、どういった改修をしようかということに関しては観光物産協会のほうとも協議させていただいた上で計画しております。

○議長（加藤克明君） どうぞ。

○4番（秋本好則君） 再質問ということで、太陽の村がかなり今回の改修によっていろいろな施設が整備されてくると思うんですけれども、そういったときに観光物産協会の指定管理という形の中に自主事業というのが当然含まれてくると思うんです。そうやっていったときに、例えば自主事業で先ほどのものでいくと20万円以上の赤字は町が負担するということになれば、その逆のプラスになった場合はどうするかということも当然出てくると思うんです。そういうことを自主事業とその収支のこのリスク、それをどのようにこの中に含まれるような形で考えておられるのかお聞きしたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 先ほど商工観光課長の答弁の中でも触れておりましたが、当然この指定管理に関しては施設のほうを管理ということで、電気とかそういった光熱水費等も含めて営業部分に係るものは含んでいないわけなんです。今回、実際太陽の村というか観光物産協会のほうからそういった相談があった状態で、相談に応じて了承したという形になるんですが、将来自主事業等においてプラスにもマイナスにもなるという、当然の結果だと思うんですけれども、この件に関しては先ほども答弁させていただきましたが、実際観光物産協会のほうと営業部門というか自主事業部門と実際の指定管理部門のそのお金の考え方をもう一度整理する必要があるのかと考えております。

○議長（加藤克明君） 再々質問、どうぞ。



○4番（秋本好則君）　ということは、今のところ何かずっと話を聞いておられますと観光物産協会のほうに建物の管理だけをやって、自主事業をするなどというようなイメージを受けるんですけども、そうではなくどんどんと活動してくださいということは話し合いの中で進められているのでしょうか。

○議長（加藤克明君）　農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君）　正直言って、今までと同じような形で管理していただいたというのが今の現状だと思います。でも、今後例えば遊具とかそういうのが整備されていけば、あと今回のリノベーションではらから福祉が入っているいろいろな、例えばピザとか牛タンとかいろいろなことを出していき、それに対して例えば今の現状のレストランとかラーメン中心でやっておりますけれども、どうしていくかということに関しては今が変わっていく時だと思っています。これから今秋本議員のお話も参考にさせていただきながら、その分も含めて指定管理、自主事業、あとそういったのに伴ういろいろなお金の動きというものを一回整理させていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君）　ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君）　白内です。何度も出ていますが、18ページから19ページの総務費の13目地方創生事業費なんですけど、今回の補正では5,000万円、当初予算と合わせると全体事業費は7,848万円、一般財源で4,258万円というとても多額な予算をかけて行う事業ですので、もう少し丁寧な説明があつていいのではないかと思います。議会に対しても、一応議員全員協議会で説明はあつたんですが、事業名はあつても各、本当にどういうことを実施するのか、金額も決まっているのであればそこまで今後お示しいただきたいと思います。それで、住民の皆さんにもこれだけの事業を町がなぜ4,000万円以上かけて優先して行うのかということを理解していただくためにも、広報しばた等で丁寧に説明していくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

それから20ページの民生費の児童福祉総務費の一番上の段、子どもの貧困対策整備計画策定基礎調査委託料があるんですが、きのう広沢議員の一般質問の中で出てきたものかと思うんですが、どういうところに委託して実際町が何を調査するかその調査項目を調査してもらうような答弁だったかと思うんですが、どうもよくわからなかったんです。この調査委託料ではどこに委託して、調査内容はどういうものなのか伺います。

それからその下の段の子ども子育て支援システム改修業務委託料というのは、保育料の積算のためのものだと思っていいますか。さっきの説明ではっきりしなかったのでお願いします。

それから21ページの都市計画費の5目公園緑地費、ここ全部なんです、この事業内訳、さくら育成管理とはなっていますが、これ全部さくらサミットのことでしょうか。もしそれであれば、これで精算が終わったということなんですか。そうすると、全体で結果的に幾ら経費がかかったのか伺います。

それから21ページの教育総務費の2教育管理費の8報償費、防災アドバイザー謝礼と出ていますが、どのような方をお呼びしてどういう事業を行うのでしょうか。対象はどのようになるのでしょうか。

それから22ページの何度も出ています一番上の備品購入費、これも教育総務費の教育管理費の備品購入費ですが、地域未来塾学習支援事業ICT機器、これについては全小中学校に入れるということによろしいのでしょうか。数はどのぐらいなのか伺います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。最初に町長ですか。1点目。

○町長（滝口 茂君） 今回の地方創生の特殊性、国の採択の特殊性ということがありましたので、議員全員協議会にお話をさせていただきました。普通であれば国が各自治体の事業内容を審査して、国の補助制度に乗った場合、内示という形を来た段階で予算編成をする。ある程度国のほうから採択するサジェスションを受けたときに予算編成していたんですが、今回の地方創生推進交付金は採択されるかどうかわからない段階で、とにかくやる気を示す。そのやる気を示すというのが予算編成でちゃんと議会の議決を得なさいという前提条件がありましたので、議員全員協議会で説明をさせていただきました。

今回の特徴は、先ほど何回も経済効果というふうに言われておりますが、本来経済効果を町独自で判断できればそれを指標にするんですが、今まで何回もご説明したとおり、ないものだから、成果表につきましても全体の交流人口とそれから観光物産交流館の売り上げ、それから新たな企業おこしの3つの成果指標を出してやります。国のほうはこの成果指標をきちっと出していない事業に対しては採択しませんということなので、それに該当するような政策を立てて成果指標も出して、そして今チャレンジをしております。また、成果指標を生み出すためのPDCA、これもちゃんと外部機関、第三者機関、それから議会の審査に仰いでチェックをなさいとそういう条件がこの提出者書類、それに審査しますということでございます。その内容については議員全員協議会でお示ししましたし、佐々木守議員からも全部説明をこの議場でも一般質問の中で答えさせていただいているところでございます。

町民に対してはまだ採択されておられませんので、もちろん9月会議で、国の9月内示で採択されましたら丁寧に説明していくのが当然のことというふうに思っております。ですので、今

回の地方創生はあくまで国の指示に従わないともらえない推進交付金でございます。でも、挑戦すれば内容がよければ採択されますので、今一生懸命頑張っているところでございます。ちなみに、この国の補助金でございますが、我々が町民に知らせるのは当然なんですが、議員の皆様にも正しく伝えていただきたいというふうに思っております。今回はソフト事業が96%になっております。ハード事業はわずか4%です。計算すると約310万円、これが一般財源の持ち出しになります。合わせますと96%は採択されれば半分は補助金・交付金、あとの半分は46%は普通交付税と特別地方交付税で戻ってくるお金なんですとここをはっきり言わないと、何だ一般財源使ってとこういふ話にまた短絡的になりますので、そこは誤解のないようにしていただくのも議員の皆さんの責務ではないかというふうに思いますので間違いのないように、採択されれば96%は国のお金で補填される事業であるということもお示しいただくと大変ありがたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 2点目、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 最初に、3款2項民生費児童福祉費の委託料の子どもの貧困対策整備計画策定基礎調査委託料についてでございますが、昨日も広沢議員の一般質問にもお答えさせていただきましたが、現在、町として貧困を捉えるための数値をどのような数値を捉えたらいいかというのが国とか県とかから示されておられません。地域の実情に合わせた実態調査をするための数値を町としてどの数値を捉えたらよいかというのを検討する、研究するというのを基礎調査という概念で委託させていただきたいということでございます。貧困計画を立てるための一番最初のスタートという形で、その数値をどう捉えていくかということコンサルタントのほうに委託しながら私どもも勉強させていただく。コンサルタントもまだ決まっておられません。そういう知識のあるコンサルタントを探して、進めていきたいと思っております。

その下の子ども子育て支援システム改修業務委託料につきましては、白内議員ご質問のとおり、保育料の負担軽減でございます。4月から多子世帯の保育料の負担軽減がございます。第2子、第3子の年齢制限を撤廃する。ただし、年収は約360万円未満相当の世帯に関しては第2子は半額、第3子は無償化ということで、今なっております。またひとり親世帯の保育料負担軽減についても、この場合は同じく360万円未満の世帯、所得制限はございますが、第1子は保育料半額、第2子以降保育料無償化とそういう制度になりましたので、それに合わせたシステムを改修して4月からさかのぼって8月に精算させていただくためのシステム改修でございます。以上です。

○議長（加藤克明君） 3点目、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 公園緑地費関係でございますけれども、白内議員おっしゃるとおり、さくらサミットの精算という形でございます。全体事業費では525万円ほどかかっております。以上です。

○議長（加藤克明君） 4点目、教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 10款の防災アドバイザー謝礼でございます。これにつきましては、昨年も同様なんです、県のほうからのご指導いただきまして東北工業大学の先生を講師としまして、学校等の防災にかかわる指導をいただくということで、実践委員会を立ち上げながらそこに対するアドバイザーという形で対応してまいります。

地域未来塾の関係です。地域未来塾につきましては、財政課長がお話ししました項目で補足説明なんです、各学校同一の内容として配置をする予定です。内容につきましては、タブレットPCを10台、デジタル百科事典の1ライセンス、プロジェクター1台、プリンター1台、電子黒板ユニットを1台、実物投影機を1台、無線アクセスポイント1台ということで、各9校統一した内容で配置してまいりたいというふうに思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○15番（白内恵美子君） 最初に地方創生関連なんです、9月に認定されればそこから初めて事業を開始できるということでしょうか。確認です。万が一認定されなかった場合というのはこれは全部パーにするんですか。それともやれることはやっていくでしょうか。確認したいと思います。

町長は何度も説明しているとおっしゃっているんですが、実はよくわからないのが私だけかもしれないんですが、事業名とそれから実際に行う内容がどれがどこに入るんだろうとか、それから後から聞くと例えばまちゼミのようなものが出てきたりとかで、正直これが何に該当するんだというのがよくよく正直わかっていないので、全部本当に行いたい事業を全部出して、それがどこに入るというふうに示していただくと一番わかりやすいです。この事業名だけではちょっとわかりません。それはいずれ出していただきたいと思います。そして、認定されたら住民の方に丁寧に説明していくということはとても大事だし、いろいろな面で協力いただけると思うので、それはよろしくお願ひしたいと思います。

それから子どもの貧困対策の調査委託なんです、そうすると今からこういうことがわかるコンサルタントを探すということなんでしょうか。実はきょうの新聞に昨日東京で子どもの未来を応援する首長連合というのが設立総会を行ったと載っていたんです。現場レベルでの情報共有や政府への政策提言を行っていく。ですから、こういうところにきちんと参加して、ほか

からの情報も得ればとてもやりやすいと思うんです。自分で例えばコンサルタントを探すといっても大変なんです、こういうことをきちんとやっていくといろいろな情報が入ってくると思うんです。ですから、もしまだ入っていないのであればぜひこういうところに参加すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

それから防災アドバイザーなんですが、東北工業大学の先生をお呼びして対象はどのような方にどういうふうにするのか、さっき漏れていたと思うんです。それからもう一つ、各小中学校へのタブレット等の地域未来塾学習支援事業なんですが、各学校同じにするのはある意味平等にということでもいいかとは思いますが、例えばタブレット10台だけで小規模校は間に合うところもあるかもしれないけれども、クラスで使うというときにどういう使い方をするのかとちょっと思ったんです。それで、こういう事業、国から来ているとはいえ事業をするときに各学校の先生方の声というのはお聞きになったんでしょうか。私は10台だけは使いにくいのではないかと思ったんですが、教育総務課はいかがお考えでしょうか。以上です。

○議長（加藤克明君） 1点目の件ですけれども。済みません、白内議員、1点目、よろしくお願ひしたいということで、要望というふうな形だったんでしょうか。よろしいんですね。

（「認定されたらとかされなかったらところは答弁いただきたいと思います」の声あり）確認ですね。

1点目、町長。

○町長（滝口 茂君） 今回、2つの事業にチャレンジしております。1つは「花のまち柴田」にぎわい創出ステップアップ事業、これは中心商店街と館山の関係のにぎわい創出、もう一つは小さな拠点、これは槻木地区のフットパス関係と上川名地区を中心とした北部丘陵地帯、あれの2つの事業を実施しております。全てホップ・ステップ・ジャンプのその先にある横展開ということでございますので、継続してやっている事業がございます。特に、フットパス事業については特産品加工組合、これは下名生でやっているんですが、先行型として事業が既に継続して事業を中断できないということで、国に対しては先行してやりますということを申し上げております。先行してやる場合も、先ほど申しましたように決まったわけではありませんので、先行している理由が認められないと一般財源になってしまうということで、きちっと要綱の中にも先行して実施する場合はその理由を書きなさいと厳しく様式がございますので、その分に対してはもう継続して先行してやっているということでございます。そのほかは国の事業が採択されればスタートするという事なので、国は恐らく9月ごろに採択ということの通知が来ますので、それ以降のスタートということになります。もし9月で全部だめという場合に

は、本来柴田町がやらなければならない分は別予算で町の単独事業でやらざるを得ないというふうに思っております。必ずやらなければならないのは桜の小径なんです、桜の小径は社会资本整備総合交付金でハード事業は平成28年度で終わるんですが、植える桜の木、これがないので、27年度の場合は柴田町さくらの会、観光物産協会が苗木を提供して、そして労力も提供してやったんですが、これを28年度分は地方創生推進交付金の中に入れて込んでおまして、なるべく柴田町の金は使わないようにしておりますけれども、これがだめと言われれば当然この分は町単独事業でやらざるを得ないというふうに思っております。

それから安全対策として下の裾野から三の丸広場まで行くところ、大変暗くて危ないというふうに言われておりますので、今回はガーデンライトということにしましたが、これも防犯上の関係でもし国が認めない、ハード事業850万円お願いしておりますが、これがもしだめだということになればこれは安全対策の面で町単独でもやらざるを得ないということでございます。

このように、変動要因が多い地方創生交付金でございますので、実は何回も先ほど言ったように、事前審査、事前相談、本省相談と書類を出しては戻され、出しては戻されてあした正式に提供しますので、最終的に国のほうでこれだったら受け取れるという書類があす決まりますので、決まりましたら具体的に項目だけではなく中の内容についても議会にお示ししたいというふうに思っております。もちろん、採択されたら町民に詳しくお知らせしたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 2点目、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 子どもの未来を応援する首長連合ということで、きょう新聞に掲載されていると思いますが、実は柴田町、加入しております。それで、実際のきのう設立総会だったんですが、議会中ですので出席できなかったんです。きのう早速、資料関係は全部メールで来ております。それで、10月に設立総会をすとか市町村の規模別の研修会を分けてやるということになっておりますので、ぜひそういうものに参加して情報収集を図っていきたいと思います。以上です。

コンサルタントについても同じように情報収集、その場でも得られると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（加藤克明君） 3点目、教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 先ほどの対象者ということで、漏れまして申しわけございません。

対象者的には実践委員会を設立するというお話を申し上げましたが、その関係の一応7名ぐ

らいを予定しておるんですが、学校関連のほうの7名ということと、昨年、平成27年度槻木小学校で実践をしたわけなんですが、槻木小学校において学年を特定して安全面、通学路の安全を考えたマップをつくらせてもらいました。それについてのアドバイザー的な役割も担った形で対応しておりますので、今年度につきましては東船岡小学校を予定しておりますので、対象的には東船岡小学校の児童生徒並びにそれに関連する方々というのが対象となります。

I C T関連なんですが、確認させていただきたいのは、実は地域未来塾という内容においては学習がおくれがちな中学生等を対象とした学習支援ということで、メニュー的には今柴田町が現在行っている放課後学習室というふうな開催内容に基づいた全国でその事業をやっているところについての補助メニューでございました。ですので、私どものほうで100%いただいたわけなんですが、当然それにつきましては各学校の授業のほうを優先ではなく、放課後に参集する子供たち、10名から30名、その子供たちに対象とした中身でI C Tを利用した授業を行うということでございます。ですので、先生が関与することはないんです、実は。それは、ただ放課後だけでは利用がもったいないということなので、通常的な学級においても活用できないかというのが附帯的な事業ですので、それを主としてしまうと、例えば船岡小学校と柴田小学校が同じ台数ではおかしいのではないかという概念は存在するんですが、そういう理論ではなく、まず放課後ありきのことから始めて事業を進めていきたいということで、現在学校のほうに対してはどこの教室で、今会議室とか図書室を使ってこの学習をやっているんですが、そのところに固定したこれらの機器を設置するのかどうかについては学校のほうと相談しながら、1学校分という形で対応させていただきたいと思います。

ただ、白内議員お話しのとおり、当然10台では足りないのではないかという議論は当然あると思います。ただ、この予算を要求する際にはこれがおおよそマックスだったので、これは国のほうでも引き続き事業を進めていきたいというふうなお話もございますので、今後とも拡張的な事業として私どものほうで手を挙げながら、事業については拡大してまいりたいというふうには考えております。

○議長（加藤克明君） 再々質問ありますか。（「いいです」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号平成28年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

11時15分から再開します。

午前11時06分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

---

---

#### 日程第6 議案第6号 平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第6、議案第6号平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第6号平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は国保運営制度改正に伴うシステム改修経費を措置するものです。その財源として国庫支出金を充当しております。これにより歳入歳出それぞれ183万6,000円を増額し、補正後の予算総額を47億2,207万5,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。25ページをお開きください。

議案第6号平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出それぞれに183万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億2,207万5,000円とするものです。

今回の補正につきましては、国保運営制度改正に伴うシステム改修費の増によるものです。



県において、早ければ本年10月に国保事業費納付金等の試算を行うことから、その算定に必要なデータを抽出するためのシステム改修となります。

28ページをお開きください。歳入です。3款2項2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金183万6,000円の増額ですが、これは国保システム改修委託に係る補助金の増になります。

次に歳出です。1款1項1目一般管理費183万6,000円の増は、歳入の国庫補助金を受け国保事業費納付金等算定標準システム対応のための改修業務委託に係るものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 意見書案第1号 日本政府に核兵器全面禁止のための行動を求める意見書

○議長（加藤克明君） 日程第7、意見書案第1号日本政府に核兵器全面禁止のための行動を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。11番広沢真君の登壇を許します。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） 11番広沢真です。ただいま議題となっております意見書案第1号日本政府に核兵器全面禁止のための行動を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明に変えさせていただきます。

日本政府に核兵器全面禁止のための行動を求める意見書（案）

広島、長崎への原爆投下から70年を経て、今世界では核兵器禁止の流れが大きく前進している。2012年に16カ国の共同声明から始まった核兵器の非人道性を告発する動きは、昨年（2013年）の第9回NPT（核不拡散条約）再検討会議で国連加盟国の8割を超える159カ国に急速に広がり、第70回国連総会では、核兵器を非人道兵器として全面廃絶することを求める決議「核兵器の人道上の帰結」が初めて採択された。

もう一つは、核兵器の非人道性の告発にとどまらず、核兵器を禁止する条約、それに準じる法的措置を求める流れの強まりにある。国連総会では、昨年に続いて核兵器の開発、製造から実験、保有、使用の全てを禁止する包括的条約の交渉を直ちにジュネーブの軍縮会議で行うことを求める非同盟運動の「ハイレベル会合の後追い」決議に加え、全ての国に核兵器禁止・廃絶のための法的ギャップを埋める効果的な措置を求める「人道の誓約」決議や、核兵器を禁止・廃絶する法的拘束力を持つ措置を求める「倫理的義務」決議が加盟国の3分の2を超える賛成でそれぞれ採択された。

さらに、法的措置を議論する「作業部会」を求める決議「多国間核軍縮撤廃交渉の前進」も138カ国が賛成して採択された。決議は、国連総会の補助機関としてことしスイス・ジュネーブで期限、参加に枠をはめない「オープンエンド作業部会」を開催することを求め、市民社会の参加も重視している。

「唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現」のために役割を果たすと繰り返し述べてきた日本政府は、「生きているうちに核兵器の廃絶を」との被爆者の声、核兵器のない世界を求める国民の願いに応えるために、その誓約にふさわしい行動をとることが強く求められている。

今や世界の大勢は明瞭である。しかし、核保有5カ国は、「核抑止力論」に固執し、「ステップ・バイ・ステップ」（段階的な前進）を主張して、核兵器禁止を正面から議論することに反対し続けている。

今日本政府に求められているのは、この現状を打開するための決断と行動にある。日本政府は昨年のNPT再検討会議において、「いかなる状況下でも核兵器が決して二度と使われないようにすることが人類の生存のためになる」とした159カ国の共同声明に名を連ねている。核兵器が使用されないことを保証する唯一の道は「その全面廃絶である」と声明が訴えている意味は非常に大きい。みずから賛同した声明の内容を実現するために尽力するのは被爆国として当然の責務である。

日本政府に次のことを要望する。

一、核兵器禁止条約の交渉開始についての合意形成を目指し、国連主催のオープンエンド作業部会や第71回国連総会で被爆国としてふさわしい行動をとること。

一、米国の核兵器による拡大抑止、いわゆる核の傘に依存した安全保障政策から脱却すること。核兵器全面禁止条約の交渉開始を求める非同盟諸国やマレーシア決議にASEAN全加盟国が賛成していることを踏まえ、アジアにおいて核兵器全面禁止の新たな対話と協力を開くイニシアチブを発揮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月9日 宮城県柴田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

外務大臣 殿

以上です。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 質疑させていただきます。項目のほうの後段のところに米国の核兵器による拡大抑止、いわゆる核の傘に依存した安全保障政策から脱却するということがあるんですが、これは日米の安全保障というのが日本の安全を守るために必要だという立場で今日本政府は動いているんですが、その安全保障体制をなくせということを意味しているのか。それとも、米国に依存する安全保障から独自の軍隊を持つというそういうことを言っているのか。その辺について、どういう意味なのか教えていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。広沢真君。

○11番（広沢真君） この部分について、安全保障政策というふうに言っていますが、日米安全保障条約そのものについてこの部分では触れているわけではありません。それと、特に今秋本議員が言われたような日米安全保障条約について、そこから離れて独自の軍隊を持つというふうな主張を求めているわけでもありません。

その部分について、正確に言えば国際的な会議において現状世界の流れが核兵器をなくすという方向に進んでいる中で、被爆国として日本がイニシアチブを発揮するその国際会議の中で議論が核兵器廃絶の方向に進むべきだということに向けてイニシアチブを発揮して意見を述べる。世界の世論をリードする、そういう立場に立ってほしいというのを求めるのが本来の趣旨

でありまして、この意見書自体が日米安全保障条約の破棄を求めていたりとか、それからそこから派生して日本独自の軍事力を持つというふうなことを求めているものではないということはお答えさせていただきます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） わかりました。日本国は唯一の被爆国として核兵器がないことはこの上ない話なんですけど、もしそういう意図であるのであればこの後段部分の2つ目の1の部分削除するということはできないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 広沢真君。

○11番（広沢 真君） 趣旨としては、現状で特に影響の大きい核兵器保有国であるアメリカのイニシアチブが結局今の核兵器廃絶に向けての流れの大きな障害というか、国際会議でのアメリカの立場そのものが核兵器廃絶に向けた流れにつながっていく上で、結局進まない妨げになっている現状がありまして、そしてそこに対して日本政府が意見を言ってほしいということをお求められている、そういう特にこの中でも述べられているような被爆者の団体やそれから核兵器廃絶を求める方々から言われているにもかかわらず、結局のところアメリカが核兵器を保有する理由に賛同する形で各兵器を全面廃止の方向に進めるという、そういう議論には積極的に参加しないという立場で日本政府が会議に臨んでいるというのが現状です。ですから、その部分を含めればアメリカのイニシアチブとは別に日本が独自にイニシアチブを発揮すべきだと求める趣旨でありますから、この部分というのは外せないというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。5番斎藤義勝君。

○5番（斎藤義勝君） 私からも先ほど秋本議員と同じようになるんでございますが、要望の2番目、米国の核兵器による拡大抑止、いわゆる核の傘に依存した安全保障政策から脱却すること、この文言を削除したいという旨を申し上げます。以上です。

○議長（加藤克明君） 今、質疑なんですけれども、質疑ではないということで、動議扱いになるんですけれども、動議として出すわけですね。では、動議の内容等をもう一度確認したいと思います。（「修正をお願いしたいということなんですけれども」の声あり）

暫時休憩します。

午前11時29分 休憩

---

午前11時30分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

動議ということで、動議の内容等をご説明いただきたいと思います。なお、この動議に賛同する議員1名以上が必要だということで、よって成立するということになります。（「書面をもって、ですね」の声あり）

口頭でもいいです。口頭でよろしいです。

○5番（斎藤義勝君） それでは、一応私からの動議といたしまして、先ほど言われました要望の2番目の米国の核兵器による拡大抑止、いわゆる核の傘に依存した安全保障政策から脱却すること、この文言を削除していただくことを動議しますでいいんですか。動議として一応提案いたします。その上で、採決に入っていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 動議ということで、ただいま意見書の2番目の削除ということで出たわけでございますけれども、今の動議に賛同する議員が1名以上ということですので、それによって成立するということになりますので、賛同する方、いらっしゃいますか。

〔賛同者挙手〕

○議長（加藤克明君） 暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

---

午前11時32分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩いたします。

午前11時33分 休憩

---

午前11時59分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

ただいまから休憩いたします。

1時から再開いたします。

午後0時00分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩中に、意見書案第1号日本政府に核兵器全面禁止のための行動を求める意見書に対する修正動議が提出されました。

この修正動議は、柴田町会議規則第16条第2項の規定に基づく所定の発議者がありますので、動議として成立しておりますので、直ちに議題といたします。

修正案提出者の趣旨説明を求めます。5番斎藤義勝君。

〔5番 斎藤義勝君 登壇〕

○5番（斎藤義勝君） 5番斎藤義勝です。

ただいま議題となっております意見書案第1号日本政府における核兵器全面禁止のための行動を求める意見書について、修正案を提出いたします。

修正案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

意見書案第1号日本政府における核兵器全面禁止のための行動を求める意見書に対する修正動議。

日本政府に核兵器全面禁止のための行動を求める意見書（案）

広島、長崎への原爆投下から70年を経て、今世界では核兵器禁止の流れが大きく前進しております。2012年に16カ国の共同声明から始まった核兵器の非人道性を告発する動きは、昨年の中核第9回NPT再検討会議で国連加盟国の8割を超える159カ国に急速に広がり、第70回国連総会では、核兵器を非人道兵器として全面廃絶することを求める決議「核兵器の人道上の帰結」が初めて採択されました。

もう一つは、核兵器の非人道性の告発にとどまらず、核兵器を禁止する条約、それに準じる法的措置を求める流れの強まりにあります。国連総会では、昨年に続いて核兵器の開発、製造から実験、保有、使用の全てを禁止する包括的条約の交渉を直ちにジュネーブの軍縮会議で行うことを求める非同盟運動の「ハイレベル会合の後追い」決議に加え、全ての国に核兵器禁止・廃絶のための法的ギャップを埋める効果的な措置を求める「人道の誓約」決議（オーストリアが主導）や、核兵器を禁止・廃絶する法的拘束力を持つ措置を求める「倫理的義務」決議（南アフリカ）が加盟国の3分の2を超える賛成でそれぞれ採択されました。

さらに、法的措置を議論する「作業部会」を求める決議「多国間核軍縮撤廃交渉の前進」も138カ国が賛成して採決されました。決議は国連総会の補助機関としてことしスイス・ジュネーブで期限、参加に枠をはめない「オープンエンド作業部会」を開催することを求め、市民社会の参加も重視しています。

「唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現」のために役割を果たすと繰り返し述べてきた日本政府は、「生きているうちの核兵器の廃絶を」との被爆者の声、核兵器のない世界を求める国民の願いに応えるために、その誓約にふさわしい行動をとることが強く求められています。

今や世界の大勢は明瞭であります。しかし、核保有5カ国は、「核抑止力」論に固執し、「ステップ・バイ・ステップ」（段階的な前進）を主張して、核兵器禁止を正面から議論することに反対し続けています。

今日本政府に求められているのは、この現状を打開するための決断と行動にあります。日本政府は昨年NPT再検討会議において、「いかなる状況下でも核兵器が決して二度と使われないようにすることが人類の生存のためになる」とした159カ国の共同声明に名を連ねています。核兵器が使用されないことを保証する唯一の道は「その全面撤廃である」との声明が訴えている意味は非常に大きい。みずから賛同した声明の内容を実現するために尽力するのは被爆国として当然の責務である。

日本政府に次のことを要望する。

一、核兵器禁止条約の交渉開始についての合意形成を目指し、国連主催のオープンエンド作業部会や第71回国連総会で被爆国としてふさわしい行動をとること。

一、核兵器全面禁止条約の交渉開始を求める非同盟諸国やマレーシア決議にASEAN全加盟国が賛成していることを踏まえ、アジアにおいて核兵器全面禁止の新たな対話と協力を開くイニシアチブを発揮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月9日 宮城県柴田町議会

以上です。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本案には修正案が提出されておりますので、まず原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 次に、原案及び修正案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 大変失礼しました。

次に修正案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 暫時休憩します。

午後1時09分 休 憩

---

午後1時12分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

討論に入ります。

本案には修正案が提出されておりますので、まず原案賛成の方の発言を許します。15番白内恵美子さん。

〔15番 白内恵美子君 登壇〕

○15番（白内恵美子君） 15番白内恵美子です。

日本政府に核兵器全面禁止のための行動を求める意見書（案）原案に賛成の立場から討論いたします。

修正の対象となっております米国の核兵器による拡大抑止、いわゆる核の傘に依存した安全保障政策から脱却すること、この文言は入れておくべきだと思います。これからの核廃絶はアメリカなしに考えられませんので、この言葉をきちんと入れて日本が進むべき道を示していきたいと思います。削除せずに、入れておくべきだと思うので、これで賛成討論といたします。

○議長（加藤克明君） 次に、原案及び修正案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 次に、修正案賛成の方の発言を許します。3番吉田和夫君。

〔3番 吉田和夫君 登壇〕

○3番（吉田和夫君） 3番吉田和夫です。

広沢議員の提出の意見書に反対、そして修正案について賛成の討論をいたします。

理由は2つあります。1つは全ての人が核兵器の全面禁止を望んでおります。私も核兵器に



は反対ですし、核兵器全面禁止にはいろいろな団体、さまざまな団体がそれぞれの思いで行動しております。私も以前原水爆禁止署名運動に推進し、1,000万人の署名を持って代表が国連に届けたりもいたしました。そういう理由でまず意見書については反対。そしてまた、理由の2番目については最近の討論番組などでもいろいろお話しされておりますけれども、アメリカあるいはアメリカの核は悪で、ロシア・中国などには善であるというような討論なども耳にいたしました。今回の意見書にも実は3通り意見書をいただきました。1つ目には各国のこのASEAN 10国を初め中国、北朝鮮、インド、パキスタンが消されたもの、それから次に配付されたものが消されていないもの、きょう本日配付されたものはこの各国のものが訂正されていないもの、3通りをいただきました。アメリカの核兵器云々というような書いてありましたけれども、核兵器はこの地球上から全てなくす、この国云々ではなく齋藤議員が言われた、国を削って全世界に向かっての核のない世界を進める、これが国民の願いではないでしょうか。

以上、2点を申し上げて広沢議員の意見書に反対、そしてまた齋藤議員の修正案に賛成という立場で述べさせていただきました。同僚議員の賛成をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

これより意見書案第1号日本政府に核兵器全面禁止のための行動を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は修正案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。修正案です。（「もう一回言ってください」の声あり）

もう一度言います。お諮りいたします。本案は修正案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立少数であります。よって、今修正案は否決とされました。

次に、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

なお、本定例会議の本日までに受理した要請等はお手元に配付のとおりであります。

要請第1号については、さきの日程にて意見書案として提出され、可決されておりますので、ここでは報告のみの取り扱いといたします。

---

## 日程第8 民生委員推薦会委員の推薦について

○議長（加藤克明君） 日程第8、民生委員推薦会委員の推薦について報告をいたします。

町長から民生委員推薦会委員について、推薦依頼がありました。よって、議会運営基準により議会運営委員会において協議の結果、委員には有賀光子さんを推薦することにしましたので、ご報告いたします。

これで本定例会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じますが、休会前に町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 議長にお許しをいただきましたので、平成28年度柴田町議会6月会議を閉じるに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

今回の会議では工事請負変更契約、平成27年度各種会計補正予算、条例改正、各種繰越明許費繰越計算書など、15件の報告並びに提案申し上げました議案では、平成28年度一般会計補正予算、国民健康保険事業特別会計補正予算、条例改正2件、財産の取得などを含めて5件の全てで原案のとおり可決いただきまして改めて御礼申し上げます。

また、一般質問では15人の議員の皆様から26問、最近では最も多い116項目の多岐多彩な内容の提案をいただいた3日間となりました。質問では、熊本地震を再教訓とした地震災害に対する新たな備えや、今なお続く原子力発電事故に伴う放射線の危険性や日本のエネルギー政策において原発推進から原発ゼロへの転換を問うものや、少子化対策、子供の貧困問題、子ども食堂などの新たなセーフティーネット、また障がい者差別の解消や障がい者の雇用就労に関する提案などがありました。さらに、柴田町が進める地方創生事業、国からの内示がゼロだった小学校の大規模改修事業や内示率が56%となった町営住宅建てかえ事業の今後の取り扱い、柴田町総合体育館への避難所機能への強化見通し、桜まつりを初めとする観光商工行政、農業を取り巻く問題など、幅広いご意見をいただきました。

一般質問で提案されましたことにつきましては、一つ一つ真摯に受けとめ、財政状況を勘案しながらさまざまな制度を活用して、できるところから取り組んでまいりたいと思っております。

結びになりますが、新年度早々アベノミクスの経済効果があらわれるどころか地方税収は減り、さらに地方経済活性化の柱の一つである公共事業の内示率が極端に低いものとなるなど、平成28年度は相当厳しい局面が到来するのではないかと懸念をしているところです。これからも国の制度改正や交付金事業の動向などを注視しながら、活用できる交付金等は積極的に活用し、これまで取り組んできたまちづくりをさらに進化前進させてまいります。今後とも議員各位のご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げまして休会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これをもって平成28年度柴田町議会6月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午後1時23分 休 会

---

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年6月9日

議 長

署名議員 番

署名議員 番